

平成21年7月1日付告示について

平成21年7月1日付にて、雇用保険法附則第5条第1項第1号のロに基づく雇用機会が不足していると認められる地域として、三重県が指定されました。

これにより、告示以降に支給終了となる受給者の方で、特に誠実かつ熱心に求職活動を行っているにもかかわらず、所定給付日数分の基本手当の支給終了日（又は受給期間満了日）までに職業に就くことが出来る見込みがなく、かつ、特に職業指導その他再就職の援助を行う必要があると認められる方に対して、60日（一部30日となる場合もあります）の個別延長給付が支給されます。

詳細につきましては、三重労働局、又は、管轄の公共職業安定所にお問合せ下さい。

職業安定部 職業安定課